

Q:対象の中小企業とは？

A:中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者、その他これに準ずる者として市長が認める者。

◎中小企業基本法第2条第1項規定する中小企業者とは

業種	「資本の額又は出資の総額」「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこと	
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	
④小売業		

◎その他これに準ずる者として市長が認める者とは

中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年11月25日法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体		
・事業協同組合	・事業協同小組合	・信用協同組合
・協同組合連合会	・企業組合	・協業組合
・商工組合	・商工組合連合会	

Q:中小企業基本法上の「会社」の定義とは？

A:会社法上の会社を指すもの。また、下記の士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むものとする。具体的には、以下の通り。

(中小企業庁HP内 FAQ「中小企業の定義について」より)

会社法上の会社等	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社 ・合名会社 ・合資会社 ・合同会社 ・(特例)有限会社 (会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)
士業法人	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士法に基づく弁護士法人 ・公認会計士法に基づく監査法人 ・税理士法に基づく税理士法人 ・行政書士法に基づく行政書士法人 ・司法書士法に基づく司法書士法人 ・弁理士法に基づく特許業務法人 ・社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 ・土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

Q:特定非営利活動法人(NPO)などは、資本金(出資金)又は従業員の基準を満たせば中小企業基本法上の中小企業に該当するか。

A:以下のとおりとする。(中小企業庁HP内 FAQ「中小企業の定義について」より)

該当する	<ul style="list-style-type: none"> ・農家(個人農家) ・農家(農業法人 ※会社法の会社又は有限会社に限る。) ・医者(個人開業医)
該当しない	<ul style="list-style-type: none"> ・医者(医療法人) ・特定非営利活動法人 ・公益社団、財団法人 ・農事組合法人 ・組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等) ・社会福祉法人 ・一般社団、財団法人 ・学校法人 ・有限責任事業組合(LLP)